

## 玻璃装仮整理文書断片の調査

飯田剛彦

正倉院には、断片化した文書・経巻の一部が多数残されており、近代の整理の過程で、台紙に貼り込んで成巻文書としてまとめられたものもあれば、軸装や帖装などの形に仕立てられたものもある。本稿では、二枚の硝子板の間に挟み込む、いわゆる玻璃装の状態に仮に整理された文書断片にスポットをあて、その一部を紹介し、文書の内容や他の断簡との接合に関して若干の考察を加えたいと思う。この玻璃装における断片のまとめりは、近代の正倉院における整理の過程で成立したものであり、同種の断片が収められている例はあるものの、大きな内容上の連関等はない。まずは、文書断片がどのように整理されてきたか、正倉院文書の整理の流れに即して概観してみよう。<sup>(1)</sup>

塵芥の整理は明治の初めから懸案事項として認識されていたが、明治十年（一八七七）、明治天皇の大和行幸を契機として塵芥文書の整理が認められ、東京の内務省図書局において整理の手が加えられた。その際、傷みの顕著な断簡には裏打が施され、細かい断片は台紙に貼り込まれた。そして、最終的には、三十九巻と雑張三冊、及び蠟燭文書一袋にまとめられた。さらに、明治十八年（一八八五）に図書寮所管となった後にも、塵芥の

整理は引き続き行なわれており、先に整理された三十九巻とは別に、二十巻にまとめられた「塵芥文書」も存在していた。明治二十五年（一八九二）、設置されたばかりの御物整理掛も、塵埃中から文書断片の抽出作業を行っており、整理のため文書断片一包を東京に回送している。翌二十六年には正倉院文書の大半が東京に送られ、整理未着手の「未修古文書」を主体として続々修の成巻が行われる。その際の目録である「東京回送御物目録」<sup>(2)</sup>には、「一 献者不知古題箋一片」や、先述の「一 同（塵芥文書 著者注）廿巻 第三編」、「一 薬裏故紙廿張」、「一 麴紙五張」等、整理過程でまとめられたと思われる断片の記載があつて、これらの断片は続々修文書の中に収められた。<sup>(3)</sup>

その後も宝物の整理過程で発見される文書の断片は、ある程度まとまつた時点で整理が行なわれている。明治期の整理のように、成巻されて正倉院文書に組み込まれるようなことはなく、古裂整理と同じ要領で台紙に貼り込み、それを軸装、もしくは帖装に仕立てるなどして管理していくのである。今回扱う玻璃装文書も、同じような経緯で正倉院事務所によって整理されたものであろうが、台帳上未登録であり、仮の整理であつた可能性

が高い。玻璃装に仕立てられた理由は、台紙に貼り込んで紙背の記載が判読困難になるという事態を避けるためでもあったと思われる。

観察にあたっては、二枚の硝子板の貼り継ぎ（周囲を紙製のテープで留めているに過ぎないが）を一旦剥し、断片を取り出して行なった。これにより、別々の玻璃装に整理された断片どうしの接合を直接検討することが可能となった<sup>(4)</sup>。また、墨痕・墨書に関しては、ルーペ及び光学顕微鏡を用いての肉眼観察と、赤外線テレビカメラによる観察とを平行して行なった。

### A 写経所関係文書

#### 手実継文期別表紙断片

現存長は縦一六・八センチ、横一一・五センチ（以下、現存長等における



図1 手実継文期別表紙断片（第1号）

る数値の単位・センチは記載を省略する。全体に褐色の染みがついており、ももけ・傷みも著しい。天平十三年（七四一）閏三月～四月手実表紙（見返し集計）で、塵芥文書卷十一雑張所収断片に接合する。その結果、以下のような釈文を復原できる。

#### 第1号

自閏  四月卅日

合奉寫経并疏

二百  卷一切経

（紙背）

自天平十<sup>〔三年〕</sup> 潤三月至四月

手実は案主による勘検を経て継文にされ、このような表紙兼集計用紙が冒頭に貼り継がれる。よって、本断片は、当該時期の手実継文の右端に位置する山辺千足手実（塵芥卷十九、『大日本古文書』七 503。以下、煩雑さを避けるため、『大日本古文書』からの引用は「巻数 頁数」のみを表示する）の前に継がれていたものと考えられる。この断簡に関しては、杉本一樹氏の著書にすでに言及がある<sup>(5)</sup>。

#### 千部法花経充本帳断片

玻璃装仮整理文書断片には、天平二十年（七四八）作成の千部法花経充

本帳の断片が、四点ほど残されている。これに関しては、紙端の形状、部数や人名等の記載と関連帳簿との内容上の繋がり等から、以下のように推定可能である。なお、釈文中の「㊦」は墨圈点を、「㊧」は朱圈点をあらわす。

第2号



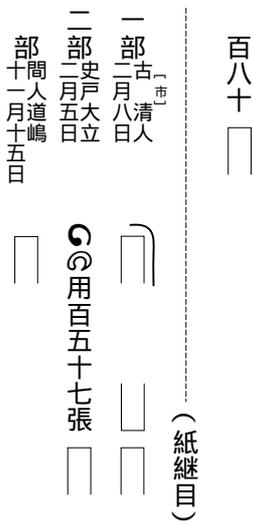
現存長は縦一七・五、横一一・九。紙背は空。千部法花経充本帳の一部記載内容についてであるが、部数表示部分はすべて欠失している。三行目の「入廣瀆名」は辛鍛冶広浜の関与を窺わせるが、その上方に記載されている経師名は欠失していて不明である。ただし、千部法花経筆墨紙充帳（七383〜435）の記載から、辛鍛冶広浜と書写作業を分担していた経師として、土師小東人と若宮大淵の二人の名が判明し、このうち、第5号断片の九九三部に関する記載に土師小東人の名がみえるので、本断片の「入廣瀆名」の上部に記載されていた経師は若宮大淵であるとの推測が可能である。しかし、若宮大淵の書写した部数は明らかでなく、本断片の位置を確定するには至らない。また、抹消にかかる四行目の吳原生人は、天平勝宝二年（七



図2 千部法花経充本帳断片（第2号）

五〇）五月四日付の千部法花経布施申請解案（十一 241〜250）に法花経一部を写して布施を給されたのを最後に、経師としての活動は見えなくなってしまう。よって、記載内容によつて本来の位置を推測する手掛かりはほとんどない。他の断片の復原状況より、九六二部から九八〇部の間に属する可能性が高いが、明確な位置は不明である。

第3号



紙背は空。貼り継がれた二紙からなる断片。第1紙の現存長は縦七・八、横二・三、第2紙では縦二二・一、横一一・五。第1紙一行目の後に継目（糊代〇・五）あり。第2紙一行目左行「二月八日」、書きかけの文字に重ね書き。

本断片冒頭には、十部毎に振られる空見出しの記載が残されてはいるものの、欠失部に掛かっているため、「百八十□□」という不正確な数字しか得られない。但し、先述の断簡整理の結果を踏まえれば、未確定の範囲で「百八十□□」に該当する見出しの部数は九八〇部のみであるため、本断簡は九八一部から九八四部までの内容を含む断簡と判断できる。

なお、千部法花経筆墨紙充帳（十 383～435）の記載から、第2紙最終行

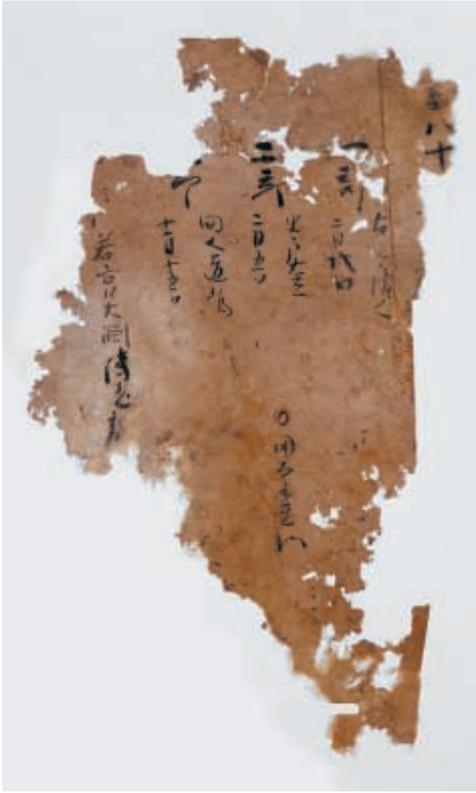


図3 千部法花経充本帳断片（第3号）

の「傳之充」の下には、敦賀石川の名を補うことができ、残画から判断しても問題はない。

第4号



七部 三月十四日 大田廣

八部 坂本吾 三月十四日

九部

紙背は空。現存長は縦九・〇、横九・四。部分的にカビが点在している。

紙背は黒ずみが著しい。墨書三行目左行の「四」はやや潰れたような形状で、重ね書きによるもののように見える。続々修第五帙巻一所収の千部法花経上帳（十一 136～139）は、書写事業の最終段階における作業の進行状況の記録であるが、書写未了経巻の担当経師の名等が列挙されており、若干の齟齬はあるものの、充本帳に記載された経師名の順番と一致している。



図4 千部法花経充本帳断片（第4号）

本断片には大田広嶋、坂本吾人と推定できる経師名がみえ、前後と直接はしないものの、九八六部から九八九部までの記載部分（九八六部については墨書微存）であることが推測可能である。



寫書所 申七月食口事

人

人並寫三部法花經

拾伍人

仏殿圖

九人繪經軸

造考文紙

部法花經

廿九日食口頭

天平勝寶八歳七月廿九日上馬養<sup>主</sup>

「吳原伊<sup>美</sup>吉<sup>吉</sup>」

(紙背)

### 食口案断片

#### 第7号

吳原生人の署名の直後に新たな經疏の名が挙げられており、奉請文そのものというよりも、続修後集卷三十八・四十二所収の天平勝寶三年(七五一)經疏出納帳(三 414、542~557)のような形式をもつ帳簿の一部と考えられる。すなわち、はじめに經卷の名称を掲げ、出納を日並式に書き継いでいるものである。最終行に記された、經疏の撰述者「法師」についてであるが、一文字目はウカナムリとその他若干の残画が確認でき、該当する可能性の高い人物としては、「寂法師」の名が挙げられよう。「寂法師」の名は、梵網經疏二卷、菩薩戒本疏三卷等の撰述者として正倉院文書に散見されるが、残念ながら、この断片に記載された經卷が如何なるものかは不明で、接合する断簡も特定するには至らなかった。

現存長は縦一七・四、横六・七。表には縦横の淡墨界線が残るが、界幅は二・〇(左端は切断にかかり、最終行の界幅は二・四。糊痕等は確認できず)、欄外下段の間隔は〇・九である。内容から判断して、表の記載は天平勝寶八歳(七五六)七月二十九日付の食口案の断片で、続々修第三十八帙卷五第4紙(十三 169~170)左端に接合することが分かる。紙背は天平勝寶六年(七五四)六月八日の布施申請解案(十三 71~72)の一部ということになる。以下、接合する断簡の一部と共に釈文を掲げる。なお、当該断片の記載部分は、表側では釈文の末尾三分分、紙背では冒頭二分分である。

十花嚴「經」

嶋院

去年十

一卷  
准屬紙七百

尼師去十月十八日宣奉寫  
年

廿三

佰拾捌張

參拾肆張校一度

(後略)

始二部一切経書写未了小乘経論所在不明分勘出注文断片

第8号

大きな断片一つと小さな断片三つからなる。一つの玻璃装に分離した状態で収められているが、小断片三つのうち、朱の色調、残画、紙端の形状等を判断根拠として、二片は大きな断片の下方右寄りと左端下方に、それぞれ接合することが分かった。墨書の残画のみ見える残りの一片は、接合箇所不明である。接合後の寸法は縦一六・九、横一一・八となった。表裏共に界線等はない。断簡の接合により、以下の釈文が復原可能である。なお、釈文中、朱筆記載は\*、<sup>レ</sup>を付して示した。

□ □

身事<sup>「無力」</sup>厳寒

願彼院西北

□ □

(紙背)

\* □ □ 處経第二帙第 卷見寫六

□ □ 理論第六帙第一卷見廿

五月十五<sup>「日」</sup>

文書の端・奥共に大きく欠失しており、記載内容も部分的にしか伝わらない。仮に紙背とした側が二次利用面と考えられるが、本断片の性格を考

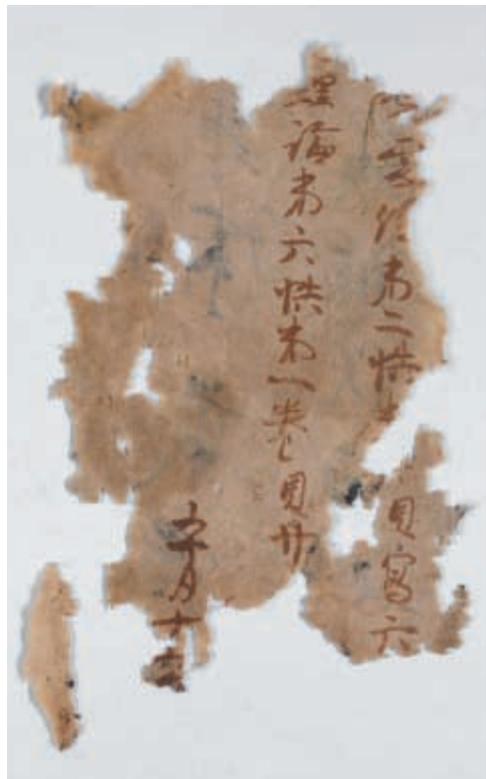


図7 始二部一切経書写未了小乘経論所在不明分勘出注文断片(第8号紙背)

察するにあたっては、こちらの面の観察から始めたい。

まず、紙背は、全文朱筆により記されている。残存する部分には経巻名が列記され、末尾には年欠の「五月十五<sup>「日」</sup>」との日付が付されている。特徴的であるのは、経巻名・帙・巻の記載の下に、「見寫六」、「見廿」のように、書写作業の進行状況が示されている点である。同様の記載のある文書を捜したところ、『大日本古文書』が「奉写一切経目録」とする、塵芥巻十一第一紙が浮かび上がった(十九 597~598)。この文書は右端上下の傷みが激しいため、『大日本古文書』の釈読には若干問題となる部分がある。よって、原本の観察に基づいて補訂した釈文を以下に掲げる。

□ □ 上巻見八

□ □ 見八  
\* 充桑内

□ □ 仏遺

□ □ 正法



表 奉写大乘経律論目録(21 1~58)に所載された書写途中の経論

経・律・論の別	名称	見写張数	既写分作業場所	残部充本対象	残部充本日	『大日古』所収巻・頁	塵芥11第1紙との対応	対応する手実
1 経	濡首菩薩経上巻	8張	西司	高向子祖	宝亀3年7月14日	21 4	(1行目上段)	20 114~115
2 経	仏遺日摩尼宝経第一巻	8張	(西司)	壬生広主	同8月17日	21 7	(1行目下段)	20 119~120
3 経	大般涅槃経第三帙第八巻	12張	記載なし	陽胡穂足	同2月23日	21 12	x	無し
4 経	注涅槃経第七帙第十七巻	28張	(西司)	敢小足	同3月5日	21 12	x	19 262
5 経	大悲経第三巻	8張	西司	桑内真公	同6月25日	21 13	(2行目上段)	20 153
6 経	正法蓮華経第一巻	12張	記載なし	坂上諸人	同7月12日	21 14	(3行目上段)	20 168~169
7 経	金光明最勝王経第六巻	10張	(西司)	坂合部浜足	同5月9日	21 15	(3行目下段)	20 12~13
8 経	不退転法輪経第四巻	(20張)	記載なし	秦度守	同5月19日	21 16	(4行目上段)	20 7~8
9 経	注楞伽阿跋多羅宝経第四巻	20張	記載なし	秦正月万呂	同5月14日	21 18	(4行目下段)	20 26
10 経	大威灯光仙人問疑経一巻	15張	(西司)	舟木万呂	同8月2日	21 21	(5行目上段)	20 157
11 経	七俱胝仏大心准泥大明陀羅尼経一巻	17張	西司	舟木万呂	同9月1日	21 28	(6行目)	20 141~142
12 経	菩薩瓔珞経第一巻	16張	記載なし	念林宅成	同5月28日	21 34	(5行目下段)	無し
13 経	法集経第四巻	11張	(西司)	(巧清成)	記載なし	21 36	(7行目上段)	20 151
14 経	法集経第七巻	12張	(西司)	(巧清成)	記載なし	21 36	(7行目下段)	20 151
15 論	瑜伽師地論第三帙第三巻	16張	(西司)	尾張宮成	同6月10日	21 51	(8行目)	20 156~157

本表における1~15の順は、奉写大乘経律論目録(21 1~58)に記載された経律論の順番をそのまま踏襲している。  
 ( )内に示した記述は、奉写大乘経律論目録に記載がない、または、明らかな誤りを含む場合、手実の記載によって補ったものである。  
 それぞれの末尾に付した xは、...塵芥巻11第1紙の記載と対応するもの、...塵芥巻11第1紙の経巻名が欠失部にかかり判然としないが、充本対象者、写紙数等、部分的に残された記載から、ほぼ確実に対応すると判断できるもの、x...塵芥巻11第1紙と対応記載の見られないもの、をそれぞれ示す。

表 奉写小乗経律論本目録(20 503~541)に所載された書写途中の経律論

経・律・論の別	名称	見写張数	既写分作業場所	残部充本対象	充本日	『大日古』所収巻・頁	対応する手実(『大日古』所収巻・頁)
1 経	中阿含経第三帙第一巻	17張	(西司)	刑部真主	宝亀3年11月26日	20 504	20 459~460
2 経	中阿含経第四帙第一巻	12張(11張)	(西司)	山辺千足	同4年2月9日	20 504	20 435~436
3 経	雜沓阿含経第五帙第四巻	5張	(西司)	桑内真公	同4年2月19日	20 505	20 421~422
4 経	雜阿含経第一帙第六巻	9張	(西司)	他田建足	同3年12月10日	20 505	20 460~461
5 経	雜阿含経第三帙第四巻	13張	(西司)	占部忍男	同3年12月13日	20 505	20 456~457
6 経	雜阿含経第四帙第五巻	13張	記載無し	出雲小万呂	同4年2月19日	20 506	20 425
7 経	正法念処経第二帙第六巻	6張	(西司)	壬生広主	同3年12月11日	20 515	20 456
8 律	根本説一切有部毘奈邪雜事第四帙第二巻	8張	記載無し	浄野人足	同4年2月20日	20 525	20 440~44
9 律	根本説一切有部毘奈邪雜事第四帙第五巻	7張	記載無し	浄野人足	同4年2月20日	20 525	20 440~441
10 律	根本説一切有部苾芻尼戒経一巻	18張	記載無し	(高向小祖)	記載なし	20 527	20 410~411、418
11 論	阿毘達磨順正理論第六帙第一巻	9張、20張	記載無し	記載無し	記載なし	20 537	無し
12 論	阿毘達磨顕宗論第一帙第五巻	8張	記載無し	香山久須万呂	同4年3月16日	20 538	20 414

本表における1~12の順は、奉写小乗経律論本目録(20 503~541)に記載された経律論の順番をそのまま踏襲している。  
 ( )内に示した記述は、奉写小乗経律論本目録に記載がない、または、明らかな誤りを含む場合、手実の記載によって補ったものである。  
 表において、西司による作業でないことと確実に判断できる例は除いた。例えば、義足経上巻という経巻についていえば、手実(20 434)には「先写十八/今写六」とあるが、充本目録(20 515)から単に二名の経師に割り当てただけであることが明確な場合などである。

応していることが分かる。以上より、塵芥卷十一第一紙は、始二部一切経書写事業において、一卷分の途中で書写作業が一時中断状態にあつた経論を列記し、その充本状況を適宜追記していくために作成された注文と性格付けることができよう。文書名を付けるならば、始二部一切経書写未了大乘経論充本注文（以下、注文A（大乘）とする）とも称すべきものである。欠損箇所が多いにも拘らず、全く記載のない経論等はなく、ほぼ作成当初の内容を伝えるものといえよう。

それでは、当該断片は、いかなる性格の文書であろうか。始二部一切経書写事業において、目録A（大乘）と対をなすのが、奉写小乗経律論本目録（二十 503-541、以下、目録B（小乗）とする）である。『大日本古文書』の冠した文書名のとおり、前者は大乘分、後者は小乗分の充本に関する目録であり、前者と同様、後者にも書写途中の経巻に関する記載が「見…」「見写…」という形で残されている。目録B（小乗）について、これらをまとめたのが、前頁に掲げた表である。

経巻名、帙・巻数、書写済み張数等から判断して、この表にみえる、正法念処経第二帙第六卷、阿毘達磨順正理論第六帙第一卷が、当該断片に朱筆で記された二つの経論にあたるものと考えられる。即ち、本断片は、注文A（大乘）と同様、書写途中の経巻を書き上げた注文で、特に小乗分についてまとめた部分と性格付けられるのである（以下、当該断片を注文B（小乗）とする）。作成年月日に関しては、手実・目録との対応から宝龜三年（七七二）五月十五日と推測できる。

これらの注文が作成された背景には、始二部一切経書写事業の中断と、

作業場所の変更という事情があつた。始二部一切経書写事業は、奉写一切経司からの委託で西大寺一切経所において行なわれていたが、事情があつて中断され、その書写を受け継ぐ形で、宝龜三年二月頃より造東大寺司管下の奉写一切経所で作業が始められたと考えられている<sup>7)</sup>。先にふれた二つの目録や手実において、「見…」、「見写…」と記されている経巻には「写於西司」と併記されている場合が多い。また、事業計画の中で全く作業が未着手、またはすでに完了している経巻に関しては、これらの注文には取り上げられていない。よつて、これらの注文は、西大寺から東大寺の奉写一切経所への作業場所の移動に伴つて、書写過程の中途にあつて奉写一切経所に搬送された経巻について、それらを確認し、新たに経師に充本する際の資料として用いるために作成されたものと理解できる。

さて、注文B（小乗）は欠失箇所が多く、記載されている経巻は二巻のみであるので、注文A（大乘）に倣えば、表に列記した経巻名に基づいて、前半部分に想定される欠落を補えるか、とも考えた。しかし、実際には、注文A（大乘）と注文B（小乗）の内容を比較検討すると、両者の間にかなり多くの相違点が存することが分かつた。

まず、注文B（小乗）は全文朱筆で記されているのに対し、注文A（大乘）の朱筆記載は、経巻名下に記された、充本対象の経師名、末尾に記された、張数集計・「大乘」の文字・日付等、追記と考えられる箇所のみで、本文は墨書により記されている点である。原本の観察から、注文A（大乘）の末尾の追記は、一時期、すなわち「五月十四日」に記されたものと考えられ、それは注文B（小乗）が作成される前日であつたことが注目さ

れる。すなわち、これらの注文は、共に書写途中の経巻名を列記したものであるが、注文A（大乘）の墨書による本文記載は、追記がなされた五月十四日以前に成立しており、注文B（小乗）は、注文A（大乘）の追記部分とほぼ同時期に作成されたものであることが分かるのである。

次に、注文A（大乘）には、先述のごとく、充本された経師名が追記されているが、注文B（小乗）には、そのような記載は見られない。すなわち、注文A（大乘）が列記された経巻名を土台として、それに朱筆による充本関係の追記を加えていくことで文書として完成しているのに対し、注文B（小乗）は朱筆で経巻名を列記するだけで成立している点に相違がみられるのである。

最後になるが、注文A（大乘）は、目録A（大乘）において書写途中とされている経巻全てが列記されており、一部の例外を除き、その記載順まで一致している。これに対し、注文B（小乗）に挙げられている経巻は、目録B（小乗）における書写未了分を記載順に網羅したのではなく、その一部のみを書き出したものようである。

以上より、注文A（大乘）と注文B（小乗）とは、詳しく内容を比較すれば、完全に対になるようなものではなく、目録B（小乗）所載の経巻から注文B（小乗）の欠失部分を復原できるといふ想定自体が誤りであったことになる。ここで、より厳密に注文B（小乗）の性格を規定し直さねばならない。結論からいえば、注文Bは、書写が中途である小乗分の経巻のうち、問題のある経巻のみを抽出したものと考えられるのである。

では、その問題とは何か。注文B（小乗）所載の二巻について、それぞれ

れ検討してみよう。まず、正法念処経第二帙第六巻についてであるが、ここで手掛かりとなるのが、目録A（大乘）の記載と注文A（大乘）の記載との齟齬である。すなわち、注文A（大乘）に記載された経論の中には、目録A（大乘）に記載のないものを二巻ほど見出すことができるのである。その二巻とは、二行目下段の「正法□□□□」と、九行目の「論第

帙第一」のことである。後者の「論第 帙第一」に関しては、注文A（大乘）の、この経巻の記載箇所、朱によって「可加甲部注論之内」との追記があるので、本来、甲部一切経の注論に入るべきものの混入であることが明らかである。甲部一切経書写事業は、始二部一切経書写事業と平行して奉写一切経司によって進められていた事業であるが、始二部一切経と同じ経緯によって、東大寺の奉写一切経所に作業が受け継がれることになったと考えられている<sup>10</sup>。よって、甲部一切経に属する「論第 帙第一」について、始二部一切経の目録である目録A（大乘）に対応する記載がないのは当然であろう。この例と同様、もう一方の「正法□□□□」も、別系統に分類される書写途中の経巻についての記載が混入したものと考えれば、今、問題としている、始二部一切経に属する小乗経の、正法念処経第二帙第六巻に対応している可能性が高いのである。

ここで、注文A（大乘）が如何に作成されたのか、考えてみたい。先述のとおり、注文A（大乘）には、目録A（大乘）で書写途中とされる経巻全てが記載されており、その記載順まで一致しているのだが、上記のように、別の事業の経巻に関する記載が混入していることから分かるのは、目録A（大乘）を抄出するだけでは、注文A（大乘）を作成することはでき

ないということである。では、目録以外の資料からこの注文が作成されたかといえ、そのような想定も困難であろう。むしろ、目録に従って整理されていた書写途中の経巻の現物の中に、本来、甲部一切経注論や、始二部一切経の小乗分として管理されるべきものが物理的に混入していて、その実物を確認しながら注文A（大乘）が作成されたとみるのが、自然なのではなからうか。

よって、書写途中の正法念処経第二帙第六巻の現物は、大乘経論のまとまりの中に混入していたために、本来、その中で管理されるべき書写途中の小乗経論のまとまりの中には見当たらなかったであろう。そして、それが先に述べた、注文B（小乗）に記載される要因となった問題なのである。

そのように考えると、もう一方の阿毘達磨順正理論第六帙第一巻も、同じく書写途中の小乗経論のまとまりに現物がなかった可能性が高い。先の正法念処経第二帙第六巻は、その後、大乘分のまとまりへの混入が明らかになり、残部の書写のために充本が行なわれたことが、以下の事実の存在から判明する（二十 456）。

壬生廣主解 申上帙事

合受紙一百廿二張 正用百二張之中西司所寫六張  
今寫九十六張 返上廿張<sup>六</sup>

小乘正法念處経第二帙第六巻廿四張之中西司所寫六張  
今寫十八張 七廿一 八廿

九十七以上四巻 十可入今布施文 宝龜四年二月十五日

勘「上真継」

\*「合一百一十六先料了」  
廿六未料了

それに対し、阿毘達磨順正理論第六帙第一巻に関しては、目録B（小乗）に充本の追記がなく、また、手実もない。目録に「見…」「見写…」と記載のある経巻で、充本記録が残らないのは、唯一、この阿毘達磨順正理論第六帙第一巻だけなのである。そこで、目録B（小乗）の該当箇所（二十 537）を検すると

阿毘達磨順正理論八十巻

（中略）

の六帙の欠一第一\*見寫廿  
見九

（後略）

とある。この記載から判断するに、先に記された「見九」は「見寫廿」と訂正されているようである。すなわち、始二部一切経書写事業の奉写一切経所への移管が決まり、書写状況を調べて目録B（小乗）に追記を加える際、阿毘達磨順正理論第六帙第一巻は、途中の九張までしか書写されていないことになっていたので、「見九」と追記したが、再度確認した際には、一巻分二十張の書写は全て完了していたので、改めて「見寫廿」との追記を加えたものと考えられるのではないか。改めて充本した記載がなく、また、残部を書写した際の手実も残っていないのは、既に書写が完了していたからであろう。しかし、注文A（大乘）と同じく、書写途中の経巻を抜

き書きした注文を作成しようとした際、実際に書写途中の現物が見当たらず（この時点では書写が完了していたので、完成した経巻のまとまりの中にあつたはずである）、また、チェックのために参照した目録B（小乗）には「見寫廿」と記されていたため、書写途中、かつ所在不明の経巻として注文B（小乗）にチェックされてしまったのであろう。

上記二巻を書き上げた注文B（小乗）が作成された背景には、以上のような状況があつたものと推定できる。最後に、これらの経緯をまとめれば、次のようになる。

1 西大寺から東大寺の奉写一切経所に移管された（または、移管する予定であつた）書写途中の経巻の現物は、目録での記載順に従つて、大乘分と小乗分とで別々に管理されていた。

2 しかし、なんらかの理由で、大乘分のまとまりの中に、甲部一切経注論に属する「論第 帙第一」と、始二部一切経の小乗分に属する正法念処経第二帙第六巻が紛れ込んでいて、この経巻群の原状に従つて注文A（大乘）が作成された。

3 2のような状況のため、小乗分のまとまりの中には、書写途中の正法念処経第二帙第六巻の現物は含まれていなかった。また、もう一巻の阿毘達磨順正理論第六帙第一巻も、実際には完成していたため、作業途中の経巻の中には見当たらなかつた。この時点で、点検（それは、現存はしないが、注文A（大乘）に対応するような、小乗分の書写の中途にある全経巻を書き上げた注文の作成時であつたかもしれない）が行

なわれ、記録上（目録B（小乗）によるか）、書写途中であるとされているにも拘らず、現物の見当たらない、上記二巻の所在が問題となり、これを、抜き出した注文B（小乗）が作成された。

なお、注文B（小乗）、すなわち本断片の一次利用面についてであるが、「願彼院西北」との記載が注目される。それは、これまで度々ふれてきた始二部一切経関係の二つの目録、目録A（大乘）、目録B（小乗）に、天平勝宝年間の外嶋院等からの来牒の継文が二次利用されているからである。よつて、「彼院」が外嶋院を指す可能性が浮上する。特に、目録B（小乗）は注文B（小乗）作成の際の資料として用いられていた可能性も高く、両者が同じ系統に属する反故文書を使用して作成されたとの想定も強ち誤り



図9 第8号一次利用面（某状）







図10 詳細不明公文断片  
(第13号)



図11 同右紙背

常の一行分であろう。この面が恐らく一次文書で律令公文であろうが、印が捺されておらず、数字に大字を用いていない等の点から、略式のものと考えられる。

第14号

□ 三斛八斗一升

(紙背)

□

肆斗

縦一〇・一、横四・一。紙片の下縁近辺から出た断片。仮に表とした面には、淡墨縦界一本、同横界一本(下段)あり。下段界線は下縁から一・三の位置にある。第13号と同じ公文の一部と推測できる。

鳥毛立女屏風下貼

買新羅物解断片

第15号

□

雑香

貼り重ねられた並厚の褐色紙からなる断片。現存長は縦四・六、横四・八。界線等はない。本断片は、墨書を見る限り、北倉宝物・鳥毛立女屏風(北倉四四)の下貼であった買新羅物解の一部であろうとの推測が比較的容易である。<sup>14)</sup> 買新羅物解は、購入を申請する品目名と共に、その代価や数量を併記する場合が多いが、品目名のみが列記される例もあり、本断片もその部類に入る。

現状では、墨書の記された楮紙(ア)とする(イ)の下に、もう一層別の紙(イ)とする(イ)が確認でき、(イ)の露出した面(現状の紙背)には、全体に白色顔料が塗られている。鳥毛立女屏風本紙にも全面に白土の地塗が施されているが、(イ)表面の白色顔料は、現状の鳥毛立女屏風表面の白土と比較すると、若干塗りの厚みが薄いような印象を受ける。しかし、X線

蛍光分析の結果、この白色顔料は珪素を含有し、鳥毛立女屏風本紙表面に使用されているものと同じ白土の部類に入ることが判明した。鳥毛立女屏風は確認可能なだけで江戸時代以来数回の修理を受けており、修理箇所の状態から上記のような印象を受けていただけなのかもしれない。

なお、(イ)の露出している面(現状の紙背)には、下縁と平行して刀子の類による刃物痕(下縁までの幅は三・三)が存す。また、この刃物痕の下縁側一ミリ程下の白色顔料の表面には、切れ目に平行して二重の墨線が引かれている。この墨線は白色顔料の上のみ見え、それが剥離した紙の部分には及んでいない。鳥毛立女屏風本紙の縁の、内側数センチの位置には、縁に平行して墨線、へら痕、刃物痕等が残されており、本断片に残された墨線・刃物痕の状態と一致する。このことから、本断片は、屏風画面の縁の部分が残存したものであると考えられる。但し、六扇残る鳥毛立女屏風のうちの、どの屏風の、どの箇所から出たものであるかについては、未詳としかいえない。

## D 宝物管理・出納関係文書断片

### 容器別納在品検定注文(唐櫃蓋表貼紙)

#### 第16号

やや厚手の楮紙が用いられている。現状では、三断片に分離して別々の玻璃装に仕立てられているが、紙質・墨書の内容・切断面の形状等を手掛

かりに、紙片右下方の一部を除いて旧状を復原することができた。その結果、縦一七・六、横一三・〇の一紙片であることが分かった。正倉院に残る古代の文書・帳簿として使用された一般的な紙に比して、かなり小さなものである。紙の左右端には継目剥し取り痕等は見られず、一紙ものとして伝存してきたと考えられる。表裏とも墨書の記載があるが、接合後に復原できる釈文は以下のとおりである。

百和香	□	□	両小	納盆	□	□
沈香	二両大			青木香	四両	□
昔松香	二兩一分大			薰陸	□	□
打子香	三兩一分大			零陵香	分大	□
百檀香	一兩三分大			「納」	□	□
					一合	長一尺二寸

天應二年正月卅日

(紙背)

弘仁十三年四月十四日下白檀香捌兩小  
「並」「頂」「行」  
 昔松香參兩小  
 所下如件  
 以弘仁十四年五月六日下薰陸壹斤大同行法所下如件

正倉院には、北倉に収蔵された宝物の出納関係の帳簿・文書がいくつか残されているが、当該紙片が他の出納関係の史料と比較して大きく異なるのは、料紙の寸法が極端に小さい、二次利用されている、という二点である。また、表の墨書の年紀は天應二年(七八二)で、紙背記載の弘仁

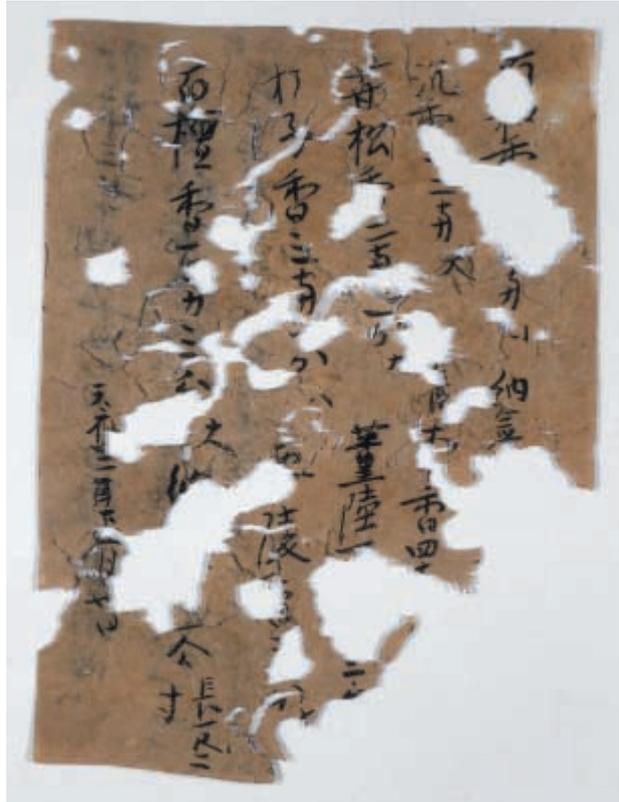


図12 容器別納在品検定注文（第16号）

十三年八二二との間に四十年もの開きがある。二次利用されるまでの期間が長く、一紙片が独立して四十年間保管されていたことも注目に値する。天応二年正月三十日の記載のある面、弘仁十三・十四年の記載のある面共に香料に関する内容のものである。まず、年紀から一次利用面と考えられる表に関しては、紙面全体を利用して香料名と重量が記されている。末尾の「納」 「合」 「長」 「尺」 「寸」は、寸法から判断して、これらを納めていた唐櫃に関する記載であると考えられる。また、一行目の「納盆」 「は、その上に記載された百和香を収納していた盆であるが、これもあわせて同じ唐櫃の中に入れられていたのであろうか。全体として、一つの唐櫃の収納品を記したものと考えられる。

現在、正倉院の中倉に残されている赤漆榎木小櫃（中倉三五）の蓋表には、

不知獻者

銀合子一合 銀鏡一口 居黒柿臺

八曲坏二口 十曲坏二口 銀盤一口

居黒柿櫃 天平勝宝四年四月九日

との貼紙があり、東大寺盧舎那仏開眼会に際して献納された品々を保管した櫃であることを示している。最終行の「居黒柿櫃」は収納されていた櫃を示しており、当該断片の記載に類似する。当該断片はそのサイズからして通常の帳簿や文書とは考えられず、このような貼紙の一種であったものと思われる。現状観察では、紙背側にはそれほど明確ではないが糊痕と判断できる痕跡も観察でき、この推測を裏付けている。よって、この紙片は唐櫃の表面に貼り付けられ、櫃毎に納在品を示すラベルの役割を果していたと結論づけてよからう。左端には切断にかかる墨勾の右半部らしき痕跡がみえるが、別の収納容器のラベルも同時に作成されていた可能性を示唆するものである。

一方、紙背は、香料の出納記録である。弘仁十三年の記載が二行あり、同十四年の記載がそれに続く。三行目の弘仁十四年五月六日の記載は、二行目の弘仁十三年四月十四日の記載に続けて追い込みで書かれているが、字体・字の大きさ・墨色・書記法等を比べると若干の相違が見出され、一時期に記されたものとは考えられない。また、奥に約四・五センチ程度

という、かなり広めの余白を残しているにも拘らず、三行目はかなり詰めて記されており、後の追記を想定してのことと推定できる。文書名をつけるとすれば、容器別納在品出納注文とでもなるうか。この二次利用面に見える白檀香、昔松香、薫陸は、すべて表側の一次利用面にも記載がある。表との関連を考えれば、唐櫃のラベルとして機能していた紙片を再利用して、その中から取り出した香料の記載を順次書き込んでいったものと思われる。ただし、使用された分量は、一次利用面に記された分量より多く、一次利用面で香料の収納が確認された後に、同種の香料が追納されていたものと考えられる。追納の時点では一次利用面がラベルとしての機能を果た果していたため、その記録等は残らなかったであろう。

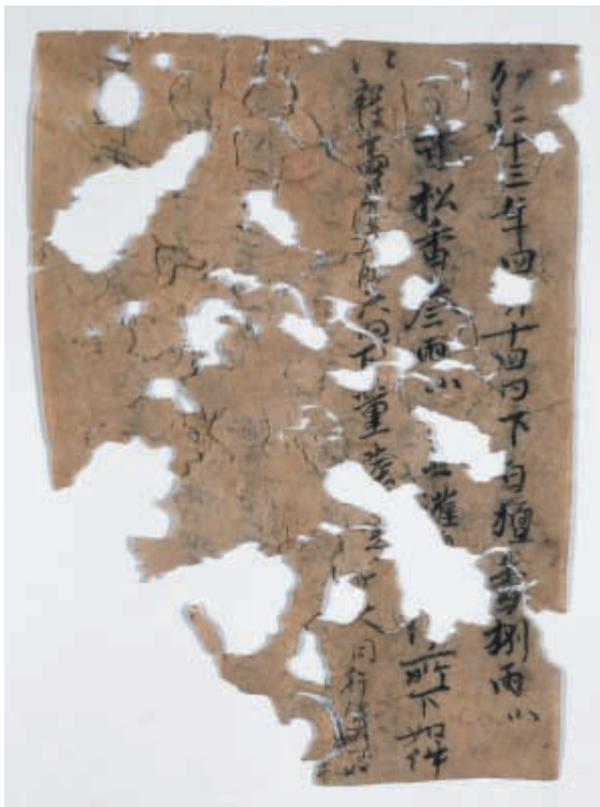


図13 第16号二次利用面（容器別納在品出納注文）

さて、このラベルの付された唐櫃はどこに収められていたのだろうか。延暦十三年（七九四）四月二十五日太政官牒（東南院文書第一櫃第七巻、『大日本古文書』家わけ第十八・東南院文書之一 242～243）は、甘草・大黃・人參・阿梨勒・檳榔子等を大納言藤原小黒麻呂へ売却するために出蔵することを命じた文書であるが、北倉の点検記録である弘仁二年（八一）（動物使解（北倉一六四、二五五附 71～86））に対応記載がないので、北倉以外の収納施設に収められていた薬物の出給に関わるものであると考えられる。当該紙片の記載も北倉の出納記録に合致するものはなく、北倉以外の収納場所を想定した方がよいが、それ以上に場所を特定することはできなかった。

一方、北倉の出納帳簿である、双倉雑物下帳（雑物出入帳（北倉一七二、二五五附 58～71））には、弘仁十三年三月二十六日付の出給命令文書が貼り継がれていて、本断片の弘仁十三年の記載との関連が注目される。

（前略）

弘仁十三年三月廿六日出

鏡伍面 雑香參種 五色絞糸貳條

（中略）

淺香捌斤肆兩小 紫鑲捌斤肆兩小

麝香玖兩貳分小 五色絞糸貳條各長三丈

右依太政官今月廿日牒為用法之所々

下如件

（三三三）

三綱

寺主「藥上」 都維那「存崇」

可信「法印」

可信「安稱」

勅使

從四位上左近衛中将佐伯宿禰長繼「小監物正七位下柿本朝臣安」

(後略)

また、容器別の出納帳簿である、御物納目散帳（北倉一七三、二十五附86～99）にも、

(前略)

以弘仁十三年三月廿六日下麝香貳兩貳分小陸劑 紫鑲捌斤肆兩小

灌頂法行所下如件

(後略)

との記載があつて、双倉雑物下帳の記載と対応している。紫鉞は出蔵されたすべてがこの櫃から取り出されているが、麝香は出蔵された九兩二分のうち二兩二分のみで、残りは別の櫃のものが出されたのであろう。当該紙片の弘仁十三年の記載にも、「並」頂「行」所下如件」とあるので、ほぼ同時期に、いくつかの収納施設から「灌頂法行」のために、香薬が取り出されたものと考えられる。『東大寺要録』諸院章に収められた、承和二年

(八三五)五月九日太政官符に引く弘仁十三年二月十一日太政官符に

右大臣宣、奉 勅、去年冬雷恐有疫水。宜令空海法師於東大寺為国建立灌頂道場。夏中及三長齋月、修息災增益之法、以鎮国家。

とあり、灌頂道場としての東大寺真言院建立の由来が述べられている。空海は唐からの帰朝の後、弘仁元年（八一〇）に東大寺別当に就任し、弘仁十三年にいたつて真言院を建立しているのである。当該紙片の弘仁十三年の記載を含めた上記の出蔵記録は、この真言院の建立された直後であり、恐らく同所で初めて行なわれた灌頂儀のための出蔵であつたと推測可能である。

容器別の出納帳簿である御物納目散帳について、柳雄太郎氏は、検交替に際して容器毎に現物と帳簿記載を対照させる際に用いるもので、管理責任の所在を明らかにする役割を持つとの考えを示されている。本断片にも恐らく対応する容器別出納帳があつて、唐櫃自体に附属させたこの紙片の記載との照合がなされたのであろう。

### 出納帳断片？

#### 第17号

都維那

やや厚手の褐色楮紙。形状は縦長（縦九・七、横三・九）で、現在の左端は、紙本来の紙端をそのまま残していると考えられる。左端の表裏とも糊痕等は見出せない。墨書については、紙の奥という位置から判断して、都維那僧の署名部分とみてよいであろう。三綱の署名が存する文書ということ、一定の絞り込みが可能である。候補としては、造寺司政所に対する経巻や物品の奉請文、莊園関係文書や土地の売買証文、奴婢関係文書などが挙げられようが、古紙帖の中に出納関係の文書の一部と推定できる断片がいくつかあって、料紙の雰囲気（粗繊維の混じり具合等）がよく似ており、これらと一連の文書である可能性が高い。

## E 宝物自体に附属する紙片

### 越中国貢進調綿附属紙箋断片

第18号（墨付きなし。朱印の印影のみ）

縦七・一、横三・二の、やや褐色を帯びた楮紙。天地と右辺は破れにかけ、左端は切断されている。墨痕は一切付いておらず、二つの朱印の一部ずつが残る（一方は外枠の一部が約一センチ程度の幅で残るのみ）。墨書を根拠として紙の天地を認識することができないので、紙の天地は朱印の印影から判断するしかない。二つの朱印のうち、より残りのよい朱印は、一つの角を挟んだ、外枠の二辺の一部と、一文字の一部が残る。印影から

判断するに、この一文字は「印」の左下方部分であると考えられ、これによって、本断片の天地は、資料写真として図14に提示した方向となる。紙質・印影その他から判断して、越中国から貢進された調綿に附属する紙箋の一部であることが分かった。これらの紙箋は、続々修第四十六帙巻七に二点（三 587）、東南院文書第三櫃第三十一巻に一点（『大日本古文書』家わけ第十八・東南院文書之一 326）、古紙帖五二三（中倉二〇二、第八二号櫃）に一点、軸装七九（中倉二〇二、第八四号櫃）に一点、計五点と、様々な場所に分散して整理されている。この中から、当該断片と接合するものを捜したところ、杉本一樹氏のご教示により、かつて同氏が印影の観察結果から、『大日本古文書』が「日向国計帳」とするのは誤りで、越中国の紙箋であることを確認された、軸装七九 5（二十四 17）が候補として挙げられた<sup>17</sup>。杉本氏が指摘されるように、一断片のように見える軸装七九 5は、実際には二片に分離しているが、二片の間が上下に約七ミリ広がる形で接して台紙に貼り付けられている。この誤差を修正すると、当該断片は軸装七九 5の上縁左方に繋がり、接合を確認することができた。



図14 越中国貢進調綿附属紙箋断片（第18号）

氣多命婦献納品附属紙箋断片

第19号

依氣多命婦宣可奉着仏座前「皇太后□□」

縦一・七、横二・五の断片。左右端および上縁は本来のもので、下方は破れにかかる。縦長の紙箋で、上部がやや幅広の形状となっている。墨書の内容から判断して、献物に附属していた紙箋であると考えられる。下方に別筆で記された「皇太后□□」は光明皇太后のことであろうが、この氣多命婦の宣は光明皇太后の御願を受けてのものと考えられる。<sup>18)</sup>正倉院には他に「氣多十千代献」（縦二七・五、横二・七）との紙箋が残されており（南一七八 器物残材雑塵）、同一人物である可能性が高い。この「氣多十千代献」との紙箋と一括して残る紙箋に「紫石遍珠 四顆」（縦一五・八、横二・八）、「和香五両一分大 十裹」（縦二九・三、横四・四）の二点があり、氣多十千代の献物を示すものかもしれない。これらと当該断片との関係は不詳である。

『続日本紀』によれば、氣多十千代は天平十七年（七四五）正月七日、外従五位下となり、同十九年（七四七）十月十三日氣太君姓を賜っている。さらに、天平宝字四年（七六〇）五月三日には従五位上から正五位上に昇叙されている。<sup>19)</sup>その活動としては、続修後集卷二十三所収の経巻納櫃帳（七二七）より、天平十二年（七四〇）八月十三日、「華嚴經六十卷又五十卷」を宮中で借り受ける際に宣を出していたことが分かり、また、天平勝

(三六)

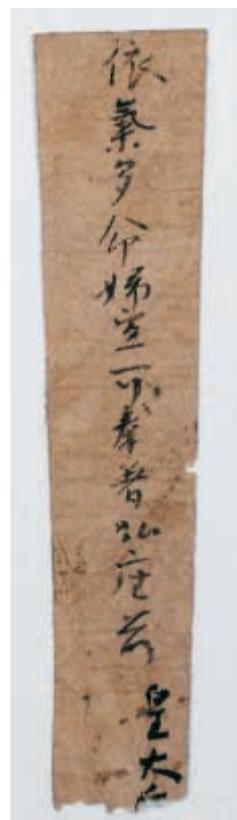


図15 氣多命婦献納品  
附属紙箋断片  
(第19号)

室五年（七五三）九月には、氣多命婦の宣による理趣經の書写が行なわれていることが知られる（三六〇、三六一）。天平勝宝七歳（七五五）には図書寮經の大宝積經一部百二十巻を勘經のテキストとして借り受ける際にも宣を出しており（三三三、三三三）、内裏における写經事業に盛んに関与していた様子がうかがえる。

八角鏡附属紙箋断片

第20号

八角鏡一面重 □□□□ 斤八兩径二尺一寸七 獸花背  
緋繩帶八角楯押盛

北倉四二 八角鏡鳥獸花背第一号（径六四・五、縁厚一・九、重三三・六キログラム）に附属していた紙箋。現在は三断片に分離しているが、下方の二断片は紙背にカスガイを入れて接合されている。<sup>20)</sup>一番上の断片は縦五・九、横三・〇、残りの二つの断片はあわせた状態で縦一五・五、横三・〇である。『国家珍宝帳』において、「御鏡貳拾面」として記された献納品のうち、「八角鏡一面重大册八斤八兩径二尺一寸七分 鳥獸花背 緋繩帶 八角楯押盛」として冒頭



図16 八角鏡附属  
紙箋断片  
(第20号)

に挙げられているものである。紙箋は、「匣」と「柙」等、用字上の相違を除けば、『国家珍宝帳』の記載と全く同内容である。『国家珍宝帳』所載の鏡には基本的に同様の紙箋が附属しているが、いずれも下方に切り込みを入れて二又にし、鏡の紐に結び付けて整理に利用していたものと考えられる。当該紙箋も他の例同様、二又の切り込みが入れられていた痕跡があり、二又に分かれた左方の部分が欠失した状態である。

### 人名のみの紙片

#### 第21号

##### 巫部鎌取

小さい紙箋状の断片。現存長は縦五・三、横一・七である。「巫部鎌取」という人物名のみが読み取れる。上縁・左右端は本来の紙端の状態を保つ。下縁は欠失にかかり本来の縦寸は不詳であるが、同様に人物名のみを記した小さな紙箋が正倉院にはいくつか残されており、本断片について考える場合の参考になる。古紙帖五三三 16 (中倉二〇二、第八二号櫃) には、人名のみ記した紙箋が二枚、台紙に貼り込まれているが、そのうち「大石

諸上」と記す、縦五・一、横一・四の小断片は、上縁の一部が若干欠失するのみで、本来の紙端がよく残っている<sup>(2)</sup>。もともとこの大きさの紙片であったものと考えられ、当該断片も当初からこのサイズであった可能性が高い。さらに、幡類残欠第一三三三号(南倉一八五、第一二六号櫃)には、幡頭表側の舌の下に「日佐嶋主」との人名のみを記した紙箋が一枚挟まれていて、この幡自体との関連性が問題になるところであるが、当該断片も献納者等を表示する紙箋として宝物に附属していた可能性がある。

さて、「巫部鎌取」についてであるが、『続日本紀』天平勝宝四年五月二十一日丙寅条に「免官奴鎌取…鎌取賜巫部宿禰」とあり、同一人と思われる。放賤の理由は定かではないが、この時期は東大寺盧舎那仏開眼会の約一ヶ月後にあたっており、なんらかの関連性を想定することも可能ではある。この紙箋自体には「巫部」と記されているので、この時点以前に遡るものではない。

##### 詳細不明紙片

#### 第22号

##### □ 无和一口

縦一〇・二、横五・四、五・九の紙片。左右端は切断にかかり、本来の紙端の状態を部分的に保つ。全体にわたり、やや濃い褐色を帯びる。薄い墨で大ぶりの文字が記されるが、墨書の左右には折れ筋が一本ずつ存する。

墨書が折れ目でかすれているので、文字を記す前に折られたものか。形状等から判断するに、宝物に付属していた紙箋のようであるが、詳細は不明である。墨書「无」と「和」



図17 詳細不明紙片(第22号)

の間はやや間隔が開いている。「和」は具体的な器物の名称というよりも、保管・分類のため記号的に付された文字ではなからうか。例えば、佐波理皿(南倉四六)や佐波理加盤(南倉四七)には、内底ないし外底に、一文字、数文字の墨書や針書が残されている。更に、佐波理皿四三号 9のよつに、外底に針書で「和」と記された例もある。あくまで推測の域を出ないが、本断片の「和」も、このような物品を指し示している可能性がある。

## F 東大寺盧舎那仏開眼供養供奉僧名帳断片

塵芥卷二十九、雑貼一〜三にまとめられた断簡、及び蠟燭文書は、東大寺盧舎那仏開眼会に参加した僧の名を連ねた、東大寺盧舎那仏開眼供養供奉僧名帳であると考えられている(二十五 373〜387<sup>22</sup>)。玻璃装に整理された断片にも、その一部と考えられるものが数点含まれているが、玻璃装断片どうしで接合するものはなく、また上記の塵芥文書に整理された断片とも接合を確認することはできなかった。湿気による墨書の移り等もみられ

ず、現在のところ、旧状を推測することは難しい。



図18 東大寺盧舎那仏開眼供養供奉僧名帳断片(第23~27号)

### 第23号(図18①)

暁 等 敏  
 淨 叡 懐 信 正  
 妙 懐 施「鏡」

縦一三・四、横八・五の、玻璃装に整理された中では最も大きな断片である。界線としては、上段墨界線一本(上縁より二・三)縦墨界四本(界幅一・二)がみえる。僧名帳は開眼会に参列した僧の名を六段にわたって書きあげた帳簿であるが、本断片は上段界線の存在により、一段目から三

段目までの記載であることが分かる。全体的に黒ずんでおり、また、傷み・染みが顕著である。

第24号 (図18②)

義慶道

縦五・四、横二・三の断片。左方に墨界線が一本みえる。紙の傷み具合、染みの程度等、第23号と非常によく似ている。両断片はかなり近接した位置から出たものと推測可能である。

第25号 (図18③)

「圓力」

縦四・五、横二・三の断片。墨書の左方に縦墨界線一本がみえる。紙のコンディションについては第23・24号ほどの傷みはみられないが、幾分劣化している。

第26号 (図18④)

玄曜

縦四・四、横二・九の断片。墨書二行の間に縦墨界線一本がみえる。第

23、25号と比べると紙自体には染みや劣化があまりみられない。

第27号 (図18⑤)

愧

「等力」

縦三・一、横三・七の断片。墨書二行の間に縦墨界線一本がみえる。紙のコンディションは第26号によく似ている。

G 経巻断片

玻璃装には、文書の他に経巻の断片も多数収められている。残存する墨書から経巻名を絞り込んだ結果、瑜伽師地論卷十二と卷六十九から出た断片の多いことが判明した。正倉院は、東大寺の塔頭であった尊勝院の経蔵・聖語蔵に伝来した約五千巻の経巻を現蔵しているが、その第三類天平十二年御願経第77号に八十巻、第六類乙種写経第234号に一卷(卷三十一)、あわせて二種の瑜伽師地論が残されている。しかし、料紙の質、墨書の特徴などを比較すると、玻璃装に収められた瑜伽師地論の断片がこれらの僚巻に由来するものであった可能性は低い。また、玻璃装の卷十二と卷六十九どうしについても料紙の色が異なるといった差異が認められる。卷六十九は湿損が著しいので、変色の可能性も考慮せねばならないが、両者の関係

について現状で確定的なことは言えない。

相界

### 瑜伽師地論卷十二

瑜伽師地論卷十二の一部であることが判明した断片が三点ある。料紙は褐色紙で、界線等は確認できなかった。三点のうち二片は接合し、もう一片も比較的近接した位置から出たものであることが、大正新修大藏經の当該経巻を参考にすることによって分かる。なお、古紙帖五七七 11(中倉二〇二、第八三号櫃)にも、同じ経巻の一部と考えられる断片が数枚貼り込まれている。

縦二・〇、横五・七の断片。第29号とは直接しないが、大正新修大藏經の当該経巻をテキストとして参考にすると、第29号の直前部分から出た断片であることが分かる。

### 第28号 (図19①)

□ 不壊



図19 瑜伽師地論卷12 (第28・29号)

### 第29号 (図19②)

大小二つの紙片の接合を確認したが、あわせて寸法は縦九・八、横一〇・六となった。界線等はみられない。本来の上縁が部分的に残るが、上欄の幅は五・一と、かなり広めである。可能性としては、天地を化粧裁する前の段階で棄てられた破紙とも考えられる。釈文は以下のように復原できる。

□	應	了故	□	□
□	名	說了	□	□
□	觀	之為	□	□
□	名	无願觀	□	□
□	此	中先說	□	□

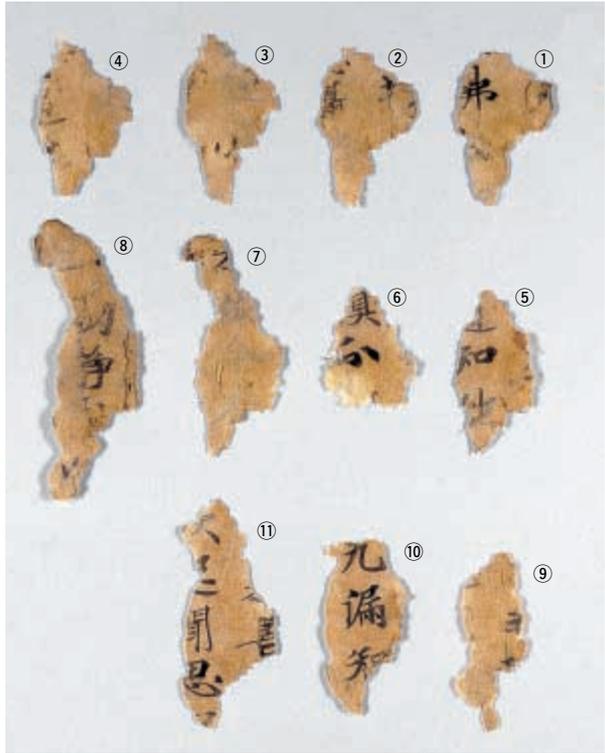


図20 瑜伽師地論卷69 (第30~40号)

### 瑜伽師地論卷六十九

瑜伽師地論卷六十九から出た断片は、経巻が巻かれた状態で損壊し、分離紙片は幾重にも層をなして固まっていた。それらのうち、一部は分離した（もしくは分離された）状態で、一部は幾層かの重なりをなしたまま、ガラス装に整理されたのである。左軸で右方向に巻かれていたので、復原する際には、上に重なっている断片が左側に配されることになる。断片の形状、墨書の移り等の観察によって、配列としては以下の第30号、31号、32号…の順に左方向に並んでいたことが分かった。また、数枚重なった断片群に関しては、下から順に（ア）、（イ）、（ウ）…との符号を付し、旧状での配置順に表示した。なお、以下に示す寸法は固着した状態での最大値を

示すもので、個々の断片はそれより小さいものもある。

#### 第30号 (図20①)

- (ア) 智
- 畏
- (イ) 前
- (ウ) 智
- 佛法智

墨付きの紙が三枚重なった状態で存す。淡褐色の紙が用いられており、界線はみられない（以下の断片、すべて同様）。現存長は、縦三・五、横二・二。ガラス装にされた瑜伽師地論卷六十九由来の断片の中では、最も冒頭に近い断片である。

#### 第31号 (図20②)

- (ア) 廣説
- (イ) 増
- 攝

墨付きの紙が二枚重なっている。現存長は、縦三・六、横二・二。（ア）の紙背には「佛」の墨書が移っているが、第30号（ウ）の墨書と合致し、第30号の上に、第31号が重なった状態であったことが分かる。

第32号 (図20③)

(ア) 総撮

(イ)

現存長は、縦三・九、横二・〇で、二紙が重なって固着した状態である。  
(イ)の左方には墨書の痕跡らしきものが見える。(ア)の紙背には「攝為」との墨書が逆文字で移っているが、これは第31号に由来するものと考えられる。よって、第31号の上に第32号が重なっていたことになる。

第33号 (図20④)

遇

現存長は、縦三・七、横二・一。紙背に「此」の墨書が逆文字で付着している。大正新修大蔵經の当該経巻をテキストとして参考にする、第33号の前には第32号を配することができるが、第32号との間に二片程度遺失した断片が存することも分かる。

第34号 (図20⑤)

知他

紙背に「遇」の墨書が逆文字で付着している。第33号の墨書が移っ

たものであり、第33号の上に第34号が位置していたことが分かる。

第35号 (図20⑥)

俱分

現存長は、縦二・九、横二・〇の断片。墨書の移り等はみられないが、テキストを参考にすれば、もとは第34号の上に位置していた断片であると考えられる。

第36号 (図20⑦)

故今者

表面には相剥ぎ状態になった時に付着したとみられる薄い紙の繊維が被っている。また、紙背には「俱分解」という墨書が逆文字で移っているが、それは第35号に由来するもので、第35号の上に第36号が位置していたと考えられる。紙背の上方には幾重にも紙の断片が付着しているが、判読は不能である。

第37号 (図20⑧)

(ア) 法受

(イ) 一

(ウ) 切靜慮

現存長は、縦六・三、横二・二。七、八枚程度の断片が重なったまま固着している。このうち、表面に露出した断片(イ)・(ウ)と、赤外線テレビカメラ等による観察で判読できた断片(ア)について釈文を示した。テキストを参考にすると、第36号の上に第37号の一番下の断片が位置していたことが分かる。

第38号(図20⑨)

「非毘力」

現存長は、縦四・〇、横二・〇。残画から「非毘」の文字が読み取れ、テキストを参考にすると、第37号の一番上の紙片の上に重なっていた断片であることが推測可能である。

第39号(図20⑩)

无漏智

現存長は、縦三・九、横一・八。テキストを参考にすると、第38号の上に第39号が位置していたことが推測可能である。

第40号(図20⑪)

善

聞思

現存長は、縦五・二、横二・一。テキストを参考にすると、第39号の上に第40号が位置していたことが推測可能である。

冒頭で述べたように、今回考察対象としたのは、「玻璃装文書断片」と銘打ってはいるが、整理過程で発見された断片を一括しただけであるので、内容的な連関性は薄い。よって、本稿も個別断片についての検討結果の集成に過ぎず、全体としては散漫な印象が残る結果となってしまった。しかし、このような細かい断片の接合や内容についての検討の積み重ねが、正倉院宝物や正倉院文書の研究に厚みを加えていくものと考えられる。今後、様々な形で整理された文書の断簡に関する考察を更に進め、時機をみて紹介したいと思う。

注

- (1) 以下、文書整理過程の理解に関しては、西洋子『正倉院文書整理過程の研究』(吉川弘文館、二〇〇二)に基づく。
- (2) 東京国立博物館・館史資料一〇五二。
- (3) 続々修文書には、成巻前の、仮編成の段階での所属を示す付箋が多数残されているが、これらをもとにして、それぞれの分類に含まれていた断簡を、ある程度特定することは可能である。
- (4) なお、本稿では、紙背に記載のある断片について、仮に表裏を定めて紹介しているが、原則的には玻璃装に整理された状態での表裏に従っている。よって、本稿での表裏の表示は一次文書・二次文書の区別と対応し

ている訳ではない。

- (5) 杉本一樹「写一切経師手実帳 天平十三年」、『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一。初出は一九九一・一九九六。
- (6) 千部法花経充本帳に関しては、主として現状観察の結果から復原を試みた、杉本氏先掲注(5)著書所収「千部法花経充本帳の断簡整理」(初出は一九九三)、主として関連帳簿との対心から復原を試みた、森明彦「千部法花経充本帳の断簡整理」、『関西女子短期大学紀要』二号、一九九二(一)などの論考がある。なお、第3号、第4号の復原位置に関しては、杉本氏の著書に簡単にふれられている。
- (7) 始二部一切経書写事業に関しては、栄原永遠男「奉写一切経所の写経事業」(同『奈良時代写経史研究』二〇〇三、塙書房。初出は一九七七)、山下有美「勅旨一切経所について」(同『正倉院文書と写経所の研究』一九九九、吉川弘文館。初出は一九九六)の理解に従った。
- (8) 塵芥卷十一第一紙では、唯一、七俱胝仏心准泥大明陀羅尼経と菩薩瓔珞経の記載順のみが目録と逆になっている。目録の順番によれば、七俱胝仏心准泥大明陀羅尼経は塵芥卷十一第一紙の五行目下段に位置するはずであるが、経巻名が長すぎるので、レイアウト上の観点から、本来後出となる菩薩瓔珞経との順番を入れ換えたものと推測できる(資料写真図8参照)。よって、記載順に至るまで両者はほぼ完全に一致する。
- (9) 目録A(大乘)と注文A(大乘)との記載の相違としては、他にもう一点指摘しうる。すなわち、注文A(大乘)には、書写未了の瑜伽師地論第三帙第三巻は、秦正月万呂に充本したことが追記されているが、目録A(大乘)及び手実によれば、この作業途中の経巻は尾張宮成に割り当てられており、注文A(大乘)の追記に錯誤があるものと考えられるのである。目録A(注文)の記載から、書写未着手の別の一部が同日に秦

正月万呂に充本されており、これが錯誤の原因であると推測できる。

- (10) 先掲注(7)著書参照。
- (11) 西大寺には、いわゆる称徳山荘の前身と考えられる西大寺嶋院があり、一次文書にみえる「院」はここを指す可能性もある(『続日本紀』神護景雲元年(七六七)三月三日壬子条に「幸西大寺法院。令文士賦曲水。賜五位已上及文士禄」、同九月二日己酉条に「幸西大寺嶋院」などある。西大寺嶋院は西大寺法院と同一実体の可能性がある)。ただし、注文Bの作成の経緯を念頭に置けば、目録類との繋がりで外嶋院と考えるほうがより妥当か。
- (12) 国立歴史民俗博物館編『日本古代印集成』(『非文献資料の基礎的研究』古印「報告書」、一九九六。
- (13) 先掲注(12)報告書。
- (14) 鳥毛立女屏風下貼文書については、東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究」(『正倉院文書と木簡の研究』一九七七、塙書房)、『正倉院紀要』十二号(一九九〇)。
- (15) 松島順正『正倉院宝物銘文集成』図録編15頁。
- (16) 柳雄太郎「正倉院北倉の出納関係文書について」(『書陵部紀要』二十七号、一九七五)。
- (17) 杉本氏先掲注(5)著書所収「いわゆる日向国計帳について」(初出は一九九八)。
- (18) ちなみに、皇太后の「太」を「大」とする点に関しては、天平勝宝四年(七五二)四月九日、東大寺盧舎那仏開眼会に際して聖武太上天皇・光明皇太后の着用した礼服を納めた櫃の付札に

納礼服二具(一具大上天皇  
一具皇太后) 第三櫃

とあって、同様の誤記がみえる。

(19) 『続日本紀』天平十七年正月七日乙丑条、同十九年十月十三日乙卯条、同天平宝字四年五月三日壬辰条。

(20) 最上の断片が接合されていないのは、中間の断片との間に欠落個所が多いため、その後の欠落個所の「発見」を予期して着手が保留されていたのであるうか。本来、修理の為に出版した場合、修理後には元の位置に戻るのが大原則であるが、上記のような経緯で保留中であるという事実がいつの間にか忘れ去られ、玻璃装に仕立てられてしまったものと考えられる。

(21) 大石諸上は、天平勝宝二年三月十日付の写経所解(十 44)で、千部法花経料として筆・墨を支給されている。

(22) 杉本氏先掲注(5) 著書所収「蠟燭文書と塵芥雑張 東大寺盧舎那仏開眼供養供奉僧名帳の発見」(初出は一九九六)。